

# アーキヘリテージ プラス (ArchiHeritage plus) 規約

## 第1章 総則

(名称)

- 第1条 本会は、アーキヘリテージ プラスと称する。  
2 本会は、英語の表記を ArchiHeritage plus とする。

(主たる事務所)

- 第2条 本会は、主たる事務所を沖縄県那覇市に置く。

(目的)

- 第3条 本会は、ブータン、沖縄及び他のアジア地域において、それぞれの地域にふさわしい建築文化遺産の保全と活用、および歴史を活かしたまちづくりを実現することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- ① 建築文化遺産の保全・活用に係る調査・研究
  - ② 建築文化遺産の保全・活用に係る建築工事の設計及び監理
  - ③ 建築文化遺産の保全・活用に関する人材育成・交流・啓発
  - ④ 建築文化遺産に関連する文化の再生と振興
  - ⑤ 官公庁及び関係諸団体からの業務の受託に関する事業
  - ⑥ 前各号に関するコンサルティング業務
  - ⑦ 前各号に付随する業務
  - ⑧ その他、本会の目的を達成するための事業

## 第2章 会員

(会員)

- 第5条 本会の会員は次の2種とする。

- (1) 正会員 本会の趣旨に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体

- 2 会員となるには、本会所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

- 第6条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 正当な理由なく1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第8条 会員は、代表理事が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 本会の会員が、本会の名誉を毀損し、若しくは本会の目的に反する行為があったときは、理事会の決議を経て代表理事がその会員を除名することができる。

## 第4章 役員

(種別及び定数)

第10条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 2名以上5名以内
  - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第11条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選によって定める。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第12条 代表理事は、本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、その職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第13条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第14条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでをその任期とする。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(解任)

第15条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総会員の半数以上であって、総会の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第16条 役員は、報酬その他の職務執行の対価を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

### 第3章 総会

(構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

(開催)

第18条 定時総会は、毎事業年度に1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事の過半数の決定に基づき招集の請求をしたとき。

(2) 第13条第2項の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第19条 総会は、前条第2項第2号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、会日より1週間前までに会員に通知する。

(総会の決議事項)

第20条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 入会金及び会費の額
- (5) 決算の承認
- (6) 解散

(議長)

第21条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該総会において、議長を選出する。

(決議の方法)

第22条 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 理事又は社員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権)

第23条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(議事録)

第24条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名する。

## 第5章 計算

(事業年度)

第25条 本会の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

(事業計画及び予算)

第26条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第27条 本会の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 附 則

- 1 この規約は、令和5年4月2日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。  
代表理事 向井 純子（沖縄県那覇市）  
理事 根路銘 安史（沖縄県南風原市）  
監事 末川 協（京都府京都市）
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び活動予算は、第26条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第25条の規定にかかわらず、成立の日から令和6年12月31日までとする。
- 6 本会の設立当初の入会金及び会費は、第20条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

### 正会員

- (1) 入会金 3,000 円
- (2) 年会費 9,000 円

### 賛助会員

- (1) 年会費 5,000 円（一口）